

大学はまだ必要とされているか。

著者	大友 信秀
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa law review
巻	58
号	1
ページ	83-98
発行年	2015-07-31
URL	http://hdl.handle.net/2297/43365

大学はまだ必要とされているか。

大友信秀

はじめに

本年（2015年）6月8日、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」と題する文部科学大臣決定が全国の国立大学法人に対して通知された。同決定は、組織の見直しに関する内容を含むものであり、「特に教員養成系学部や人文社会系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする」としている。将来は、これらの分野については、私立大学にその役割を担わせるというものである。文系という何の役に立つかわからないものに支出するのではなく、より効果が見え易い理工系に支出することで、国立大学に対する運営費交付金という税金の使用効率を高めようとするのがその目的である。しかし、このことは、本質的には、大学の数が増えたことに加え少子化による受験生の減少が見込まれることから私立大学の経営環境の悪化が予想され、これを救済するために下された判断であると推測される。なぜならば、大学に対する税金の投入は私立大学でも同様に行われているから、国立大学に対する議論はそのまま私立大学にも当てはまるからである。

したがって、このことは、文系教育そのものが必要ないということ意味するのではなく、私立大学の文系教育（教員と置き換えることも可能）に比べ国立大学の文系教育が現在の政府にとって、より非効率に見えているということを意味し、また、理工系に比較すると国家が下支えする必要性が低い分野であるとの認識を持たれていることも意味する。

すでに、国立大学という名称にもかかわらず、国立大学法人は国家機関その

ものではないという建前になっており、自立した経営を求められているため、国立大学だろうが私立大学だろうが、本来区別すべきではないとも言え、そういう意味では、今回の通知内容を各国立大学が受け入れる義務はないようにも見える。他方で、運営費交付金に頼り、私立大学よりはるかに大きな額を国から受け取っている国立大学に国からの指示を無視するという選択肢も現実にはほぼないと言って差し支えないのではないだろうか。

本稿では、大学が果たしている役割から大学における教育を概観し、文科省が考えているような改革が必要なのかを探ってみる。大学入試に見られる学生に対する学力水準の要求、専門の差異に拘わらず要求される英語教育、そして、私が専門とする法学に見られる教育を主たる対象として現状を分析する。

1. 現状

(1) 入学時の学生の能力、大学での教育、そして社会で必要な能力との差

大学生の教育は、各校の入学試験により必要な学力を有している者を選抜した上で行われている。すなわち、入学試験で課している能力が入学後の勉強に不可欠なものであると大学は考えていることになり、その能力を基礎に各学生の能力を伸ばしていくことになる。

国立大学の場合は、一次試験で全国統一のセンター試験を課しており、この試験は暗記能力を問うものになっている。二次試験では筆記試験が課されるものの、二次試験とセンター試験の点数の配分を見れば、二次試験に出題される（可能性のある）論理操作力等が重視されているとは言えない状況にある。

つまり、国立大学の受験では基本的に知識量を問われるため、多くの受験生は短期間に効率的に受験に必要な知識を暗記することが求められる。知識に頼ることなく問題の論理構造を読み解き、それに対する反論の可能性を論理操作力で示す、というような能力はそれほど要求されていない。また、知識量を問う問題に関しては、各大学ごとの独自性が見られず、この点では、知識量についてはあくまでも定量的、没個人的に判断すれば足りると考えていることが

窺われる。

これに対して、社会に出れば、答えのない問題に答えていかなければならない。答えがあるのであれば、すでに誰かが答えを出して対応しているのが大学の外の世界である。したがって、社会にある問題は、答えが何かわからない、というだけでなく、時間をかけてもすぐには正しい答えが出ないため放置されているような種類の問題であることが多いということになる。このような問題は知識量で解決できるものではなく、また、他者と同様な判断を行っている限り永久に解決策にたどり着くことはないという性質のものである。場合によっては、正しい答えを導き出すという大学までにさんざん勉強させられた「判断」と真逆に位置する、悪いもの同士からよりましなもの（ましに見えるもの）を選択するというような「決断」をしなければならないことになる。社会に出れば、選択をしないという選択肢はないことに気づくことになる。したがって、大学にいたときに許された、「どちらの答えも正しくありません。」という答えは許されないことになる。大学では、このような能力を涵養する授業の数は極めて少ない（ほぼない、と言っても過言ではないであろう）。

(2) 英語教育

私は、国際学会（シンポジウム等を含む）に参加する機会が多く、外国滞在期間中は、可能な限り街に出て現地の様子を見ることで視野を広げるように心掛けている。中国や台湾を訪問した際には、現地人と間違われ中国語（現地語や普通語）で道を聞かれるというようなこともある。片言の中国語と場合によっては英語を話すことがあるが、英語を話すたびに言われることがある。それは、「お前は日本人なのになぜ英語が話せるのか。」という言葉である。そのような話しかける人たちは、過去に英語を話せない日本人に少なくとも複数遭遇しているということを意味する。また、単に語学力を期待できない水準の観光客に会っただけであれば、このような発言が出るとも思えない。それなりの水準（たとえばビジネスで訪問した）の日本人に会ったからこそそのような発言

が出るのではないだろうか。

ここで、日本人の英語力を顧みてみると、大学卒業後にそのままビジネスに英語で対応できる者は外国語学部の出身者等英語を専門にしてきた者を除けば非常に少ないのが現状ではないだろうか。また、学生のみならず、大学の教員でも、授業を英語で行ったり、論文指導を英語で行うことができる教員の数は非常に限られている。

学生も教員も大学まで進学しているのであるから、少なくとも中学校から数えて8年間もの長期間英語を勉強してきたことになる。なぜ、これほどの時間を費やしながら英語が使えないのであろうか。一つには、中学校及び高校で英語が話せない（もしくは十分に使いこなせない）教員に英語を教わっているからという理由が考えられる。通常、英語が得意な（ということはコミュニケーション能力が高いことも同時に意味することが多い）者はビジネスでその能力を使用することで忙しく、英語教育に携わる時間はない。本来であれば、そのような者が時間を見つけて、あるいは現役を退いた後に教えることが望まれるが、残念なことに、現在の中学校や高校の教員になるためには、教員免許が必要とされ、実際に教育する科目に長けているかは第一義的に重要なこととはされていない。

大学では、このような現状を理解した上で、高校までの教育内容で根本的に間違っている部分（もしくは不必要な部分）を排除して、新たな教育を施す必要がある。しかしながら、多くの大学で行われている外国語教育は、毎週1回行われる90分の授業を15回程度行うというものになっており、集中度も絶対的時間数とともに欠いており、外国語が習得できるような環境とは言えない。また、話す上で必要不可欠な文法についての指導もほぼない。

日本人が苦手とする冠詞の扱いについても、いわゆる「aとthe」の違いレベルの説明がせいぜいで、「単数形に冠詞が付くか、付かないか」という英語の世界の本質的レベルの説明がなされることは極めて少ない（寡聞にして私はそ

のような授業が行われているということを知らない。)¹。単数形に冠詞を付けるか付けないか、その違いがわかれば、名詞の扱いで間違いを侵すことは極端に減る。また、同時に、冠詞が付く場合にネイティブは、現実（に存在する）世界に存在する物と認識しており、逆に冠詞が付かない場合は、現実世界ではなく概念の世界の話と認識しているということがわかれば（a lawやlawsは民法や刑法というように現実に存在する法を示し、冠詞の付かないlawは人が守るべき法というような概念として観念する法を意味することになる。同様に、a chickenやchickensは生きた若鶏を意味するが、冠詞の付かないchickenは鶏料理という人間が作り出した概念を意味する。）、動詞の時制の問題の理解も深まることになる。

英語の時制で説明される過去形は、いわゆる過去の事象を示すという機能を有するというよりは、現在から一つずれた事象を示していることを理解する必要がある。過去形は時系列で現在から一つずれた「過去」を示すと同時に、仮定法に使用されるように、現在から現実度合いで一つずれた「仮定」の世界を説明することも可能になるのである。仮定法はなぜ過去形を使うのか、と悩むより、過去形はこのような機能を有すると教えるほうがはるかに実用的である。

これに加え、5文型の真の理解に基づく、複雑な文中における複数の動作を示す単語（動詞）の処理の仕方（受身及びそれにより過去を表すものはed、未来や状態はto、現在の動き及び過去であっても現実に自分が行ったものはingを動詞に付加して加工する。）を身につければ、日常レベルの会話や文書作成は全く問題なく行えるようになる。

1 そもそも外国語に関係する教育以前に、日本語の「は」と「が」の違いを使い分ける教育も行われていない。大学入学前にこの2語の使い分けについて明確な教育は行われていないし、大学でこのことを教育し直そうと考える者もない。「は」と「が」の違いを正確に理解したい方は、三上章『象は鼻が長い』（くろしお出版、1969）を一読することをお勧めする。なぜ、このような書物がありながら学校における教育では「は」と「が」を明瞭に区別した教育がなされないかについては、三上章氏が国語の教員はなく、数学の教員であり、国語学会においては主流派でなかったことを考慮してみると良いだろう。

その他にも、日本語にない周波数（の移動）を聞き分ける方法や、そもそも発音していない音があるというリエゾンになれる方法、ネイティブに近いスピードで英語を読むための方法（できるだけ母音を見ずに子音を追いかけるように読む）というような方法も現実社会では必要不可欠な能力である。そして、これらを習得する大前提である、言語は顕在意識ではなく潜在意識で捉えられるようにならなければ使えるようにはならない、ということへの言及も不可欠な指導内容となるだろう。潜在能力を活用する勉強のためには、集中的なカリキュラムが不可欠であるがそのような改革を行っている大学は非常に少ない²。

私の目には、「日本人は英語が苦手」という克服できない事実が存在すると日本中の人々が信じているように見える。そして、そのことで大学の教員は現状維持という世界に安住でき、また、各種英語学校もわずかな結果を出すことで顧客を満足させることができ、英語を生業とする人々が幸せに暮らすためにだけ英語が存在しているように見える。

しかし、日本人でも英語は使えるようになるし、大学で（もちろん、大学でなくても、正しい知識を伝える媒体さえあれば）十分にそのことは実現可能なのである。

(3) 法学

①法実務（ロースクールとの関係）

新司法試験では、事例問題が出題されるが、事例問題が解けるからといって実務ができるわけではない。実務では、訴訟対応だけでなく、訴訟外の和解や紛争予防のため、必要な知識を法知識に限定することなく駆使して対応しなければならないからである。経営者の中には、自社が属する業種に関する法知識では弁護士をはるかに超える知識を有する者も多い。それでは、なぜ、その

2 秋田県の国際教養大学のように、すべての授業を英語で行うということは、このような環境を日常的に作りだせるため効果的であるが、英語を毎日話す環境がなければそのような能力を身につけられないということではない。

大学はまだ必要とされているか。

ような経営者が弁護士からのアドバイスを求めるかと言えば、客観的な第三者の意見を決断に必要としているためである（大企業の場合は、株主への説明のために、専門家に任せたといい訳として使用するという場合もあるが）。このような実務に対応するためには、一刻も早く実務を経験し、その中で自分に欠けている能力を補っていくことが最も適した方法なのである。

これに対して、ロースクールでは、仮装事案である事例問題の解答の仕方を教わることになる。事例問題は、うまく使えば、実際の訴訟における当事者の特定、訴訟物の確定、主張・立証責任の把握という問題を手っ取り早く身につけることができるため、それなりの効果が期待できる面もある。しかしながら、現実の事件は机上の例題に比べはるかに複雑で、事例問題をいかに数多くこなそうと、現実の問題に対応する能力が身につくわけではない。事例問題は訴訟構造や要件事実の理解に基づく証拠確保の可否等を判断できるという最低限の能力を養成するのみで、法曹がプロフェッショナルとして生きていくために必要な能力はそのはるか上に存在しているのである³。したがって、ロースクールの授業で「優」の成績を取得することや司法試験で合格することは最低限の水準に達したことを意味するに過ぎない。

この点で、日本のロースクール制度が参考にした米国のロースクールは、Bar Exam（米国の各州の司法試験）への対応を直接の目的とせずに就職後の能力養成に注力しており、日本の制度よりは本質を見ているともいえる⁴。日本の司法試験は合格率が低いということから、それに合格することが目的化し、結

3 このことを料理の世界で例えてみよう。包丁の使い方、鍋や調理法の選択を覚えることも非常に重要だが、独立して料理店を営むためには、素材の選択、未知の素材の探求、新しいレシピの考案という能力が必要になる。包丁の使い方や調理法の習得は最低限の要請であり、料理人に必要とされるものはそれよりもはるかに複雑で広い範囲にわたる。

4 米国でもロースクールの入学人数は減少している。このことは、市場における弁護士数が飽和状態にあり、ロースクールに支払った学費に見合う見返りが無いというところに主要な原因があり、法務ビジネスもビジネスである以上、市場を無視して成り立たないことを示している。

果として、法曹を目指す者の意識を低下させており、法曹としての法解釈能力の低下という目に見える問題に加え、法曹として実務を行う際に必要な他の能力の欠落というより重大な問題を引き起こしている。

この問題の解決策は、米国のように司法試験の難易度を下げ、合格率を上げることにある。その上で、個々の法曹の能力は実務に就いた後の経験で向上させれば良い。もちろん、これにより現状に比べ基本的能力が低い法曹が出現することも考えられるし、弁護士や法律事務所に関する正確な情報を得ることが困難な現状では、一般消費者が能力を有する弁護士を選択することができず、結果として宣伝等で名前を連呼する事務所、もしくは地域で長く開業してきたことで顧問先を多数有する既得権にしがみついた事務所が優位に立つことも考えられる。しかし、このような問題は司法試験の難易度を上げることで防ぐことができる問題ではなく、弁護士の情報を開示するデータベース等の拡充等、視点を異にする対策により対応しなければならない問題である。

②法学者（非実務家）の役割

なぜ、法学者（非実務家）がロースクールの教育に必要とされているのか。一つは、ロースクールという制度が始まった時期に実務家だけで教育する体制を整えることが難しかったということ⁵、もう一つは、日本が大陸法国に位置づけられており、英米法国のように判例を法の中心とする制度ではないことから、かなりの程度で立法に必要な関係法の構造及びこれに参照可能な他国の法を理解し、立法後も法解釈に関する必要な知識や考え方を提供できる（と信じられている）法学者の考え方が尊重されているということにある。

しかし、現実の多くの事件では、法解釈以前に事実の確定が重要な位置を占

5 ロースクールと呼ばれる法科大学院は、大学院の博士課程に位置づけられるため（修了者には「法務博士」という学位が与えられる。）、そこで教える教員には一定期間の教育・研究歴もしくは実務経験が求められた。そのため、設置時のロースクールの教員は法学部の教員に比べ高齢な者で占められた。

め、そのため、依頼人の代理人として訴訟に関わる弁護士には、裁判官にどのように事件の特徴及び重要な事実を理解させるかという能力が問われる。実際の事件においては、法解釈のみを行う最高裁判所に事件が受理されときに初めて法解釈の重要度が最高水準に高まる。下級審と最高裁との差を理解していれば、最高裁に対してどのように法解釈に関する説明を行うか、という最高裁での対応の本質がわかり、関係する領域の法学者が依頼人に有利な意見書を作成可能かどうか、という力量に関しても見抜くことが可能になる⁶。

この点では、ロースクールにおいて法学者の思考方法や複雑な論点に関する法解釈に必要な素養を身につけておくことも必要と言えそうだが、果たしてどれぐらいの割合の弁護士が依頼を受けた事件で最高裁まで争うことになるのだろうか。大量の税金が投入されているロースクールの費用対効果を考えれば、現状のように過半数を研究者教員が占める状況には疑問を感じざるを得ない⁷。

③集団的自衛権の問題を教えられるか？

平和安全法制の審議のために、6月4日、衆議院憲法審査会が開催された。集団的自衛権行使に関して、与党の推薦を受けた早稲田大学の長谷部恭男教授がこれを違憲とし、翌日5日の衆議院平和安全法制特別委員会で野党が法案撤回を要求した。4日の審査会の直接のテーマは「立憲主義のあり方」で、この観

6 意見書や鑑定書の作成者がいかに有名な大学の教授であっても、そこに法解釈に関する重要な情報が記載されていなければ、勝訴は保証されない。立法理由を示す立法時の審議会や国会の議事録、参考とした各国の立法の正確な理解が相手方から客観的に示された場合、これを覆す情報のない意見書や鑑定書は無力である。

7 ロースクール以上に、学部における法学教育では大多数を研究者教員が占めている。法学部卒業生は、ロースクールを卒業して弁護士になる者よりも複雑な法解釈を必要とする場面に出会う機会は多くないと考えられるが、法学部は何故に、現在でも昔ながらの教育を続けているのだろうか。この点も、教育・研究・経営の各資源が限られている現在の国立大学における法学部のあり方としては適当でないように思えてならない。

点から、与党及び野党からの推薦を受けた3名の学者が見解を示した。3名の見解のうち、長谷部教授と笹田栄司早稲田大学教授が示した内容は、従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明できない、とするもので、憲法9条の内容自体に直接違憲性を結びつける小林節慶応大学名誉教授の見解とは異なるが、マスコミ報道では「集団的自衛権を認めることが違憲である。」という結論の共通性に重点が置かれて報道された。

今回の安全保障法制で特に注目を集めている集団的自衛権については、これを認めることにどのようなメリットがあるのか、また、同時にどのようなデメリットがあるのかという議論もなされなければならない。メリットとして考えられるものは、現在の自衛隊法を中心とする自衛隊の行動規範の複雑さを緩和することに資するという点、国際的な自衛隊の活動において、自ら集団的自衛権を放棄することで、個別的自衛権を超えた集団的自衛権の行使であることから国際法違反とされるリスクを負わずにすむこと、米軍との情報共有を積極的に行うことが可能になることなどが考えられる。これに対して、デメリットは、米国が関係する戦争に巻き込まれることであり、イラク戦争のように開戦の根本的理由が後になかったとされたものにまで自衛隊が巻き込まれる危険性が高まることである。この点について、2014年に決定された自衛隊の武力行使に関する「新三要件」があるが、これが集団的自衛権を縛る要件としてどのように機能しうるかに関しても十分な議論が必要である。この点でいうと、4日の審査会でも、安全保障や外交政策からの議論がなされたわけではなく、いわば実質的議論ではなく、形式的議論に留まっていると言わざるを得ない。

近代立憲主義（憲法で国家権力を制限する考え方。ただし、国家が国民を守ることが大前提であり、国家が勝手に軍備を放棄して国家を消滅させる権利を有すると解することはできない。また、他国に国を売り渡す行為は極めて重い罪であり、刑法にもそのように規定されている⁸。）に基づいて成立している我

8 刑法81条（外患誘致）「外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。」。朝日新聞による従軍慰安婦報道に見られるような、根拠のない情報により我が国

大学はまだ必要とされているか。

が国は、そのことから、当然、「国民国家」であることを宿命づけられており、同時に、世界全体がそのような「国民国家」の寄せ集めとして存続していることを理解しなければならない。国民国家は国際社会における国家自身の存続のために生み出された考え方であり、国民国家がその存続を他国の判断に任せるといふ無責任な行動をとることは予定されていない。その意味で、明文上自国の武力行使を放棄する我が国の憲法9条は、極めて原則から外れており、その意味で我が国の憲法はまともな憲法であるとは言えない。

この国は、非常に奇妙な国であり、他国と交戦するぐらいなら占領されても良いと考えているように見える。このことは、第二次世界大戦後に形成された記憶に基づいていると考えられる。それまで戦時下であるために国民の権利が大きく制限されていたのに対して、戦後それが解消された。このことは、戦時から平時に変わったために訪れたことであるのに、そうではなく、戦前の大日本帝国政府がGHQに変わったことによると思われた。戦時下で同じように資源のない状況であればどのような政権であっても同じような対応しか取り得ないということが理解されないまま、GHQの占領戦略ともあいまって、間違った認識を国民に押しつけた。ISによる拉致・虐殺を抱える現在の世界を見渡せば、他国や敵対する者に占領されればどのようなようになるか、そして、そうってからでは取り返しがつかないことは明らかである。

もちろん、国際社会の状況が大きく変われば日本が戦力を完全に放棄できる日が訪れるかもしれない。ただし、その前提として、我が国の代わりに我が国の存立に関わる対応を担う国もしくは国際機関等が必要となる。その意味で、我が国の軍事的防衛については、戦後一貫して米国がその役割を担ってきたことにより、この世界でも希な奇妙な憲法の下でも国家としての存立を保ってこれたと言える。これに対して、米国に代わるものとして国際機関である国際

の立場を著しく低下させ、他国の外交的立場を利するという問題に対しては、このような条文の適用はない。現在の国際社会では、武力行使以上に情報の獲得・利用ということが一国の立場を左右するにもかわらず、このような行為は野放しである。

連合に期待できるかといえば、現状では無理と言わざるを得ない。そもそも、第二次世界大戦時の連合国を母体としており、戦後70年経過した今でも当時の連合国に安全保障理事会の常任理事国の権利を与え、拒否権まで認めているようでは、それらの国の国益により加盟国の利害が左右されるため、我が国の運命を委ねる中立性を期待することはできないからである。

集団的安全保障の問題を議論するためには、このように、憲法が前提とする国民国家というシステムの存在意義、その上で憲法がどのような機能を期待されているか、これに加え、第二次世界大戦で我が国が敗戦国となったために出現した「日本国憲法」という国民国家というシステムを無視したかのような奇妙な憲法を持ちながら国家の存立を維持しなければならないという極めて複雑な憲法解釈が必要とされているという事実を正確に理解することが不可欠である。

そもそも終戦直後1946年の吉田茂総理大臣の国会発言では、我が国は自衛権を一切持たないとされた。その後1950年には一転して自衛権は存するとされた。これは、同年に起こった朝鮮戦争を控え、警察予備隊を発足させるために必要とされたためと考えられる。その後、1954年には自衛隊が創設されることになり、この後、自衛隊は憲法9条が禁ずる「戦力」に当たらないとの特殊な論理が生み出されることとなった。自衛隊は、朝鮮戦争がきっかけに生み出されたが、結果として日本が自国の存立を維持する最低限の条件を満たすこととなった。現在では、自衛隊の存在自体を違憲という者は限られているが、なぜ自衛隊の存在は違憲でなく、集団的自衛権を認めることは違憲なのか、この差を憲法9条の文言との関係だけで説明することは不可能である。

大学の教員は、「違憲」だとか「合憲」だとかいう結論を教えるのではなく、憲法をめぐる様々な問題がどのようになっているのかという問題の構造や考える視点を教える必要がある。問題に答えを出すのは教員ではなく、一人一人の学生であり、そのような学生が将来社会に出て、我が国を支える人材になっていくのである。この点から一般的な大学教員の姿勢を見ると、人材育成をしよ

大学はまだ必要とされているか。

うという姿勢が見えてこない者が多いように見える。

2. 大学の教育効果

(1) 学問の教育

上述のように、情報の取得や発信に必要となる英語や日本語の教育に関して、大学は全くと言って良いほど機能していない。また、個別の職業に必要な知識の修得であれば、予備校や専門学校の方が適している。新規学部の設置に対して、新しい産業分野に対応できる学部の設置は認めるという方法で利益誘導し、大学に対して専門学校化を促してきたのは国である。そのように大学教育を矮小化することにより、真に教育能力のある教員でなくとも対応できるような大学を作り上げてきたのは国である。

もちろん、そのような国からの要求への批判のみで生産的な積極的改革案を示すことがなかった大学の側の責任も大きい。また、学生自治会と言えば活動家の集団というような状況で、真に学生の学習環境の向上のための自治会を組織してこなかった学生の側にも問題はある。いずれにしても、大学は、確固たる方針の下に教育を行う組織とはもはや呼べない水準に劣化していると言わざるを得ない。

この点で、文系のような総合力を必要とする教育に対して、理系の専門教育は、個別の専門領域を深掘りすることで成り立つ面もあり、上記のような文系教育に必要とされる間接的効果まで考慮した複層的な判断を必要しない分、対応法を決定しやすく存在意義を示しやすい面がある。

(2) 人間形成

国立大学の法学部の学生を10年以上教えてきた経験からは、入学時の学生に明確な将来への目標が見えることが少ないと感じる。文系学部の中で法学部の偏差値が一番高かったため入学した、公務員になるには法学部が良いと聞いた、等、学生が法学部を志望した動機からは、自分の将来を真剣に考えていな

い姿が見えてくる。

ロースクールが設置され、法曹人口を増やすために旧司法試験に比べ新司法試験の合格率が高くなり、これにより法曹を目指す者もそれまで以上に増えた印象を受ける。新制度が始まって10年以上経過し、様々な問題点（司法試験合格率の低迷、司法研究所でのいわゆる二回試験不合格者の増加、弁護士資格取得者の生活苦の問題等）が明らかになってきた現在、ロースクールを志望する者の数はようやく減少してきたが、制度自体の欠陥を直視しない者がまだまだ数多く存在することも事実である⁹。新司法試験をとりまく状況に関する知識を有しない親や高校の教師の言うことを聞くだけで進路を決めて進学する学生の視野を広げるような授業は大学には期待できないのが現状である。

人口減少社会では、市場自体が縮小を続けるので、他人と同じことをしていることはその小さくなる市場で陳腐化することを意味し、それ自体が間違いであるが、学生も親も教員もこのことを意識していない。人口縮小社会では、常に他人と違うことをするという意識が不可欠になるが、親や教員は右肩上がりの社会しか知らず、そのような条件を基礎とする情報しか伝えられず、それら身近な情報を無批判に受け取ることしか知らない学生に対してその間違いに気づくことを期待することはできない。

このような問題を改善するためには、現実の社会から「たった今」の状態を持ち込むしかないように思える。ただし、この「たった今」を学問として教えた瞬間に「たった今」ではなくなるため、このような「たった今」については、実践型の授業で補う必要があるが、大学の外にフィールドを持つ教員の数は非常に限られている¹⁰。

9 実務家教育に大きく資するかどうか疑問のあるロースクールを経ずに司法試験受験資格を取得することのできる予備試験受験者の数が最近では落ち着いてきたことにも、そのような状況が現れている。

10 ここでいうフィールドというのは、研究上の調査対象として有するフィールドではなく、相互に交流して学生の教育に利用できるレベルで接点を有している場という意味である。金沢大学法学類では、実践ブランディングⅠ・Ⅱで地元企業と協力し、それら企業の新製

おわりに

世の中は複雑なのに、大学の教員の中には極端に単純化しようとする者が見受けられる¹¹。大学は、複雑な現実を研究対象に一定の説明可能な法則を見つけようとする科学者が存在する反面、若く正義感に燃え、そのために社会問題に過激に反応し、物事を一面的に見がちな学生を抱えるという場でもある。

大学に存在価値があるとすれば、そのような学生達に世の中の複雑さを教え、複雑な問題を解くために必要な能力を涵養する努力を継続するところにこそあると言える。

戦後の大学は、政府が現実的対応を模索する中で、社会全体の価値の多様化を実現するために、政府が採用しない革新的思想を採用してきた。このこと自

品開発や新サービスの提案を行い、その報告を企業関係者が審査するという実践型の授業を行っている。

- 11 集団の自衛権を認める法案が採決を経て法として成立すれば即戦争が起きるとする考え方、原子力発電所はすべて危険でこれを止めれば安全が訪れるとする考え方（最終処理が行われるため、永久に危険な状態はなくなり、それまでの間少しでも既存施設から経済的効果を引き出しておこうということは考えない。また、原子力という代替エネルギーをオプションとして持つことによる国際的な資源市場における交渉力の確保、安全保障上の意味にも関心が無い。）等は、このような考え方の典型である。住民投票により否決されたいわゆる大阪都構想についても、大阪府と大阪市との間の行政事務の非効率をなくすという問題が大阪都構想によらずとも簡単に解決できるとの間違った考えを流布する者が投票当時には多く見られた。大阪府知事と大阪市長が同一政党に所属していることから、両者の話し合いで問題を解決すれば良い等という意見はその典型である。政策を実現するためには、議会の決定が必要であり、それぞれの議会の過半数を握っていない維新の会には、首長同士の話し合いで問題を解決するという方法で問題を解決することはできなかった。また、行政事務の非効率性、大阪府や大阪市からの支出（各種補助金や受託事業）という形で存在しているが、これらを解消するためには、すでにそのような支出を受け取っている既得権者を排除する必要がある。話し合いによって、既得権者を排除することはほぼ不可能であり、大阪都構想により、一旦大阪府を消滅させて新しい組織を作ることでこれを実現しようとしたという点で、維新の会は少なくとも現実的な解決法を提案し議会与党としての責任を果たしたと言える。これに対して、自民党や共産党を中心とする大阪都構想に反対する者はこれに代わる既得権の排除法を示しておらず、極めて無責任な対応であったといえる。

体は、時代背景を考えれば無価値であったとは言えないが、あくまでも価値の多様性を維持するという意味でしか客観的な存在価値を認めることができず、絶対的に正しいものと言えるわけではない。

現在の複雑な社会では、単に政府と反対の考え方を持てば価値の多様性を維持できるわけではなく、大学自らが多様な価値観を示し、総合的な分析力を身につける場を提供する必要があるが、長い間、いわゆる革新的思想という単純化したものの見方が正しいと教え続けてきた状態がなかなか解消できていないように見える。

このような状態では、国がもはや国立大学の文系学部は必要ない、と言っても仕方がないとも思える。安全保障に関わる法案審議という重要な問題について、国民が問題構造を理解し、単純化された議論に乗るのではなく、真に自らの考えを示すことができる水準に教育をするためには、現在の大学はどのように変化することが必要であろうか。戦後教育によって作り上げられた現在の文系教員にそれが可能なのか¹²、鶏が先か卵が先かという議論になってしまうが、改革の道は極めて困難であろうと予測される。

12 日本の戦争責任を追及し続ける中国と韓国が、なぜ日本以外の国の侵略に対して求償や責任追及をしないのか。それは、日本以外の国は敗戦国ではないからである。このような問題を正確に理解すれば、重要なことは戦争をしないのではなく、戦争に負けないことであることがわかるだろう。その意味で、日本は二度と負ける戦争を始めてはならず、戦前の研究をより詳細に行わなければならない。